

令和5年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和5年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和5年第1回定例会記録				
招集年月日	令和5年3月7日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和5年3月7日 午前10時00分 議長宣告			
散会	令和5年3月7日 午後 3時16分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	佐々木 勝	2番	川口 弘治
	3番	馬場 正治	4番	澤上 訓
	5番	木村 忠一	6番	田中正一
	7番	日野口 和子	8番	平野 敏彦
	9番	沼端 務	10番	吉村 敏文
	11番	澤頭 好孝	12番	柏崎 利信
	13番	西館 芳信	14番	松林 義光
	15番	檜山 忠	16番	西館 秀雄
不応招議員	なし			
出席議員	15名			
欠席議員	12番	柏崎 利信		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田 隆	副町長	小向 仁生
	総務課長	成田 光寿	政策推進課長	柏崎 勝徳
	財政管財課長	岡本 啓一	まちづくり防災課長	田中 淳也
	税務課長	久保田 優治	町民課長	松山 公士
	保健こども課長	小向 正志	介護福祉課長	澤頭 則光
	農林水産課長	西館 道幸	商工観光課長	柏崎 和紀
	地域整備課長	栗嶋 泰幸	会計管理者	佐々木 拓仁
	病院事務長	田中 貴重	教育委員会教育長	松林 義一
	学務課長	福田 輝雄	社会教育・体育課長	三村 俊介
	選挙管理委員会委員長	田中 直喜	選挙管理委員会事務局長	成田 光寿
	農業委員会会長	松林 勝智	農業委員会事務局長	西館 道幸
	監査委員	柏崎 堅一	監査委員事務局長	赤坂 千敏

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂 千敏	事務局 次長	高橋 勝江
	事務局 主幹	木村 英樹		
町長提出議案の題目	1 承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度おいらせ町一般会計補正予算(第7号)について)		
	2 諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	3 議案第 2 号	おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
	4 議案第 3 号	おいらせ町個人情報保護法施行条例の制定について		
	5 議案第 4 号	おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
	6 議案第 5 号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	7 議案第 6 号	おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	8 議案第 7 号	おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	9 議案第 8 号	おいらせ町民プール条例の一部を改正する条例について		
	10 議案第 9 号	おいらせ町教職員住宅管理条例の廃止について		
	11 議案第10号	ロータリー除雪車(1.3m級、草刈装置付)購入契約の締結について		
	12 議案第11号	町道の路線廃止について		
	13 議案第12号	町道の路線認定について		
	14 議案第13号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について		
	15 議案第14号	令和4年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)について		
	16 議案第15号	令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について		
	17 議案第16号	令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)について		
	18 議案第17号	令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について		
	19 議案第18号	令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について		
	20 議案第19号	令和4年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について		
	21 議案第20号	令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について		
	22 議案第21号	令和4年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第4号)について		
	23 議案第22号	令和5年度おいらせ町一般会計予算について		
	24 議案第23号	令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について		
	25 議案第24号	令和5年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計予算について		

	26 議案第25号 令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計予算について	
	27 議案第26号 令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計予算について	
	28 議案第27号 令和5年度おいらせ町介護保険特別会計予算について	
	29 議案第28号 令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について	
	30 議案第29号 令和5年度おいらせ町病院事業会計予算について	
議員提出 議案の題目	1 発委第 1号 おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	
	2 発委第 2号 おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について	
	3 発委第 3号 おいらせ町議会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止について	
開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	3 番 馬 場 正 治 議 員	
	4 番 澤 上 訓 議 員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (赤坂千敏君)	議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話やスマホの電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>

議事日程報告	西舘議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
当局の説明	西舘議長	<p>日程第1、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、承認第1号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページから4ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額に8,300万円を追加し、予算の総額を119億8,941万5,000円としたもので、去る2月9日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。別冊の令和4年度一般会計補正予算(第7号)に関する説明書(令和5年2月9日専決)をご用意ください。</p> <p>こちらの4ページをお開きください。</p> <p>歳出の内容ですが、2月の降雪に伴い、除雪経費の不足が明らかになったため、8款2項3目除雪対策費につきまして、12節除雪作業委託料など、計8,300万円を増額したものです。</p> <p>次に、歳入の内容ですが、ページが戻りまして、3ページをご覧ください。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金8,300万円の増額は、当補正予算の編成に係る財源調整のため計上するものです。</p> <p>次に、5ページをご覧ください。</p> <p>給与費明細書は、人件費に係る今回の補正内容を反映したのものとなっております。</p> <p>次に、7ページの補正予算主な内容は、ただいまご説明した内容を掲載しております。</p> <p>なお、この予算補正につきましては、議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長の専決処分とさせていただいたものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p>
	西舘議長	

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>これより、歳入歳出全般の質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 一般会計補正予算（第7号）に関する説明書3ページから5ページです。給与費明細書も含みます。質疑ありませんか。 8番、平野敏彦議員。</p> <p>おはようございます。8番、平野です。1点だけお伺いいたします。 今補正額8,300万円計上されましたけれども、この除雪経費については、特別交付税の算定基準の中にあると思うんですけども、どのぐらい参入されるのか。この金額、教えていただきたいと思えます。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。 お答えします。 その除雪経費にかかる交付税措置についてご質問がございました。 除雪経費につきましては、普通交付税と特別交付税、それぞれ参入されておりまして、普通交付税につきましては、およそ毎年5,000万円ほど、特別交付税については、それを上回る経費について、およそ2分の1交付されるという算定になっております。 今回の補正後の予算の規模から推計いたしますと、普通交付税で、先ほど申し上げましたように5,000万円ほど、特別交付税につきましては、ルールどおりいきますと、およそ7,000万円ほど特別交付税にて措置されるものと見込んでおります。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。 分かりました。 普通交付税はもう5,000万円を歳入されているんだと。それを上回った金額、そうすると、今年度の除雪経費というのは、1億2,000万円を超えているということで理解していいですか、総額。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>今年度の交付税措置につきましては、議員ご指摘のとおり、およそ当課としましても、1億2,000万円ぐらいは措置されるものと見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>そうすると、かかる経費というのは、多分これ以上になると思いますけれども、総額で除雪経費というのは、これまで幾ら計上されているということになりますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>これまでにかかった経費ということによろしかったでしょうか。</p> <p>詳細な執行状況については、手元にございませんが、ただ、この予算の事項別明細書をもとにご説明いたしますと、専決処分前の除雪対策経費の総額は1億7,000万円ほどと、今回の専決補正で足した8,300万円を足すと、2億5,000万円ほどになります。このうち、大体1億2,000万円ほど交付税措置されるといったようなことになっております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>

当局の説明	西館議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから承認第8号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第2、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、諮問第1号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページから7ページです。</p> <p>本案は、現委員であります和田貴美子氏の任期が、本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。</p> <p>和田氏は、平成29年7月より、現在に至るまでの2期6年、人権擁護委員として在籍し、教育現場において子どもの人権教育に携わった長年の経験を生かしながら、安全安心な環境づくりに寄与したいとの人権擁護活動に理解をお持ちの方であります。</p> <p>人権擁護委員として、まさに適任者であると考え、候補者として推薦いたしたく、賛同の意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。質疑、ありませんか。</p>
(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>	
西館議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>	

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 お諮りいたします。 本件について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、諮問第1号は原案のとおり決定いたしました。</p>
	西館議長	<p>日程第3、議案第2号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。 議案書は8ページ、9ページになります。 本案は、現在の委員である木村啓一氏が、本年5月12日をもって任期満了となることから、後任の委員として高山久光氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 提案いたしました高山氏は、略歴にもありますように、東北町立東北小学校校長をはじめ、長く教職を務められたほか、現在も東北町の教育相談員として、また、東北町のいじめ防止対策審議会の会長として、上十三管内の教育行政に深く深く関わっておられます。 培われた高い識見と豊かな経験から、教育委員会委員として適任と考えますので、何とぞ、満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 以上です。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第2号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第4、議案第3号、おいらせ町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。</p>
	総務課長 (成田光寿君)	<p>それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。 議案書10ページから13ページになります。 本案は、個人情報保護に関する法律が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、現在町で運用している個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定するとともに、関係する2本の条例を改正するため提案するものであります。 内容につきましては、さきの2月14日開催の議員全員協議会において概要説明しておりますが、法改正の背景といたしまして、これまで地方公共団体それぞれが個人情報の取り扱いを定めていたものをデジタル社会の進展に伴い、個人情報の適正な取り扱いを図るべく、国が全国共通の基本的なルールを定め、その内容に応じた条例整備を行うものであります。 新たな条例では、個人情報のほとんどの取り扱いが法律で定められますので、法律上、条例に委任されているものや規定できるものについて、現行の町の取り扱いを継続運用することを前提に規定しております。 11ページをお願いします。 条例案の概要を抜粋してご説明いたします。 第2条第2項では、実施機関を定め、町長部局を初め、各行政委員会を対象となります。</p>

		<p>第3条、個人情報取扱事務登録簿の作成、公表ですが、現行で運用している簿冊について規定しております。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>第4条、開示請求に係る手数料ですが、現行どおり無料とし、写しの作成、送付等の実費のみの負担といたします。</p> <p>第5条、審査会への諮問ですが、現在、附属機関として設置している情報公開・個人情報保護審査会を諮問機関として規定しております。</p> <p>附則では、施行期日や改廃する条例等を定めております。</p> <p>第1項、施行期日では、いわゆるデジタル社会形成整備法の規定により、令和5年4月1日となり、第2項では、現行制度である町個人情報保護条例を廃止します。</p> <p>13ページをお願いします。</p> <p>下段になります。第5項、第6項では、関係条例2本の改正を規定しております。新旧対照表でご説明いたしますので、ページが後ろになります。115ページ、116ページです。</p> <p>115ページは公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、116ページは町執行機関の附属機関の設置等に関する条例であり、それぞれ個人情報保護条例を廃止することにより、引用法令を個人情報の保護に関する法律に改正するものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>西舘議長</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>8番</p> <p>1点だけ確認をしたいと思います。</p> <p>(平野敏彦君)</p> <p>12ページのところに、おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるかとありますけれども、これは毎年、審査会が諮問して開催されるのか。これについてお伺いします。</p> <p>西舘議長</p> <p>総務課長。</p> <p>答弁</p> <p>総務課長</p> <p>(成田光寿君)</p> <p>諮問機関の関係のご質問であります。</p>
--	--	--

質疑	西館議長	<p>審査会は、毎年必ず開催してございます。前年度の個人情報保護、それから情報公開制度の運用状況であったり、それから審査請求等あれば、その取り扱い等、この審査会で審査してございます。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p>
答弁	13番 (西館芳信君)	<p>施行されてから20年ということで、今回、改正が3回目ですか。改めて見て、本当に分からないところが多いなと思いました。</p> <p>その1つなんですが、2条ですね。2条で実施機関ということで、ここに実施機関とはということで、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会となって、町長と行政委員会だよ説明ありましたけれど、ここに町長ということで、次が教育委員会であれば教育委員長、あるいは選挙管理委員会であれば選挙管理委員長と、そのトップがここに列举されてもいいのかなと思ったんですけど、町長ということと、この並びは、何でこうなっているんですか。教育長だとか選挙管理委員長だとかと、長が出てこないんですか、それが1点。</p> <p>それから、2点目は、ほかの自治体のものを見ましたら、例えば公営企業の関係で公営企業の管理者だとか出ているわけですけど、そうするとちは病院とかありますよね。病院なんていうのは最も個人情報を多く持つところに入ってしかるべきだと私は思うんですけど、町長は病院設置者でしたか。だから、成田隆たる病院設置者及び町長ということで、それは別に入らなくてもよかったと解釈していいのか。またほかは消防庁なんかも入っています。そうすると、一部事務組合ということになれば、その辺はどうなるのかなということで教えていただきたいと思います。</p>
	西館議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	<p>3点ほどご質問いただきました。</p> <p>まず1点目、11ページの第2条の第2項、実施機関のところの定めでございますが、ここには町長部局とそれから行政委員会等を</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p>	<p>こちらに記載してございます。これは地方自治法に定める行政委員会と、そのまま名称としてここにうたっているものでございます。</p> <p>西館議員おっしゃった教育長とか選挙管理委員長というのは、その機関の代表者でありますので、ここに定める場合は、自治法に定める行政委員会の名称を定めているものであります。</p> <p>それから、病院の関係でございます。</p> <p>おいらせ病院については、公営企業法を一部適用で、財政のみを適用という形にしておりますので、その他については、町の定めによるということになりますので、今回の個人情報保護の取り扱いも、この実施機関でいう町長の中に含まれるものであります。</p> <p>それから、一部事務組合等の取り扱いでございます。確かに、おいらせ町は、八戸広域であったり、十和田広域であったり、様々な事務組合に加入してございます。事務組合は、それぞれ特別地方公共団体という位置づけでありまして、それぞれの組合で、独自に個人情報の定めを定めております。</p> <p>よって、今回の法改正に伴って、各事務組合でも同様の動きを取っておりまして、個人情報保護施行条例なるものをそれぞれの組合で制定することになってございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>公営企業ということと一部事務組合ということに関しては納得しました、ああ、なるほど。ただ、実施機関、町長が1人、それから教育委員会という複数のものがここに出てきていると。選挙管理委員会も複数のメンバーでできているということで、これが、自治法でこう用いられているんだから、こう並べたんだと。それはちょっと違うんじゃないですか。そういう解釈だと、それはちょっと違うんじゃないかなと思いますけれど。</p> <p>これは、こう並べてあるのは、いわゆる町長という行政庁、行政庁が単独性で、1人で意思決定ができて、その意思を外部に知らせることができる。教育委員会、これについては委員長でなくて、委員会そのものが合議制だからですよ。それから選挙管理委員会も合議制、それから農業委員会も固定資産評価審査委員会、これも合議制だから、1人では決定できないから長が出てこない。委員会とい</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>う団体の名前が載っているのではないですか。私、これ覚えたふりして言うのではなくて、もう1つ、じゃあこれがちゃんと答えてくれば、次の質問に移りたいから言ったんだけど。いわゆる単独の行政庁であるか否かということで、この列挙の仕方がこうなっていると、私はそう思ったんだけど、いや違うということであればどうぞ。</p> <p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。ちょっと説明が不足している部分、足りない部分があって申し訳ございません。</p> <p>個人情報保護に関する法律の中では、行政機関という定めがあります。行政機関というものについて、今回第2条第2項のところ、実施機関で定めるものであります。</p> <p>国・県、それから各地方公共団体等も、条例の準則等に従って条例を定めております。法律の中でも、行政機関とうたっておりますので、いわゆる行政機関は組織でございますので、知事・市町村長であったり、それから行政委員会では、それぞれの組織、機関がここに定義されるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>だから行政機関にも種類があって、独任の行政庁か、あるいは合議制のかということで、ここにこういう列挙の仕方されたんだけど、私、この質問に従って、ここのこの各機関の内部はいいんだけど、監査委員と入っています、監査委員。</p> <p>監査委員に関しては、これは2人いるわけだけれど、これは独任制なんですよ、独任制。そうすると、代表監査委員は、便宜上決められているけれど、代表監査委員も、それからもう1人の監査委員も、自分でもって、単独でもって意思決定をして、なおかつそれを外部に知らしめることができるということになると、そうすれば、これに齟齬があった場合、例えば開示請求をするかしないかということなんかについて、お互いに調整が、大人ですし、それなりの分別のある方が選ばれるというふうにちゃんと決まっていますから、多分調</p>

答弁		<p>整はするんだろうけれど、もしそれに齟齬があったら、できなくなるんじゃないかなと。ここは意味合いは、ほかのと違う。何で監査委員が、ここにそういうふうな意味で入っているのかな、本当に最後まで意見調整はできるのかなということを私は質問したかった。だから、ただ行政機関が並べられていますということでは、私の質問にはちょっと納得する材料ではないんだよね。</p> <p>監査委員は単独性、独任制だけれど、これでいいのかなと。国がいいと決めて、もともとつくっているというわけだから、そのところを「こういうことなんだよ」ということで、担当で説明してくれればと思ったんです。</p>
	西館議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	<p>お答えいたします。</p> <p>議員が求めているところまで、果たしてちゃんと明確にお答えできるか、ちょっと難しい点がございしますが、国の法律でも、行政機関ということで、こちらの第2条の第2項のところに、実施機関を定義することとしてございます。</p> <p>国においても、行政機関ということで、知事、市町村部局、それから各行政委員会の名称を掲げてございます。国の準則の中でも、監査委員というのはきちんと出てきております。今回はこの個人情報保護を取り扱う際に、適正にそれをちゃんと運用しようということで、この条例を定めるものでございます。</p> <p>監査委員部局においても、個人情報を取り扱うのは間違いなく扱うこととなりますので、その際の運用等を法律及びこの条例に規定するものでございますので、当然監査委員の部局でも、個人情報を扱う以上は、この条例の実施機関に定めてやるべきものとして考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。
西館議長	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p>	

「なし」の声

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第3号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第5、議案第4号、おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。</p>
	町民課長 (松山公士君)	<p>それでは、議案第4号、おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 議案書では14ページから15ページ、参考資料は117ページになります。 本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金を引き上げるため提案するものでございます。 その内容について説明しますと、15ページに記載のあるとおり、第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改め、現行より8万円引き上げるものであります。 それでは、条文の詳細説明については新旧対照表で行いますので、資料117ページをお開きください。 現在、出産育児一時金は総額42万円を支給する制度となっております。 その内訳は、こちらの現行、右側の書いておりますとおり、第6条、40万8,000円を支給する。その後ただし書きがございまして、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するというものがこの同条例の施行規則で定めておりまして、産科医療補償制度の加算額として1万2,000円がございまして、それと合わせると42万円を支給しているということになります。</p>

		<p>この法の改正の背景としましては、厚生労働省の調査によりますと、2021年度の全国の平均出産費用がおよそ47万円でございます。現在の出産育児一時金が42万円では足りない状況となっております。</p> <p>そこで、今回、国では少子化対策として大幅な増額を行うこととしまして、令和5年2月1日に国民健康保険施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令を公布しまして、現行より8万円引き上げ48万8,000円とし、産科医療保障制度の加算額1万2,000円と合わせて、総額50万円を支給するようにしたところでございます。</p> <p>なお、施行期日は、令和5年4月1日となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p>
	(議員席)	**「なし」の声**
	西館議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論ありませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	西館議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから議案第4号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	西館議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西館議長	日程第6、議案第5号、おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		保健こども課長。

<p>当局の説明</p>	<p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。 議案書の16ページから17ページをご覧ください。 本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、これに従い定めた本条例について、条文の整理を図るとともに、懲戒権に関する規定を削るため提案するものであります。 改正内容について、ご説明いたしますので、118ページ、新旧対照表をご覧ください。 初めに、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法第19条の改正では、第2項が削られ、同条が第1項のみの条となることから、条例全般にわたり、同条第1項を引用する規定は、項に言及しない形に改正するものです。 次に、121ページをご覧ください。 第26条では、児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設等における懲戒権に関する規定が削除されたことから、条例についても、同様に削除することになります。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。 13番、西館芳信議員。 私にとっては、この家庭的保育事業というもの、今耳新しくて、そして本来この新旧対照表ちゃんと読めばいいんだけど、量が多過ぎて、ちょっと私の頭では理解不能ということで、大ざっぱに総論的なことをお尋ねいたします。 まず、家庭的保育事業はどういうもので、その目的は現行の何が不足して、それを補完しようとしているのかということがまず1つです。 そして、これは、私はベビーシッターというのと、じゃあ、どう違うんだという思いで、これを見ました、どう違いますかと。 そして、これは、3つ目は、既設の今の事業所、幼稚園だとか保育園の中に設けるものなんですか。それとも、別な事業所を設置した</p>

		<p>ければならないということなんですかと。そして、これに関して、今4つ目だか3つ目だか分からないんだけど、補助金を交付するという事になれば、いろいろ町が補助金を交付するんだから、その交付先に対して、事業所に対して、いろいろこれはこうでなければ、ああでなければならぬと指導する役割というか、それもできてくる。当然やらなければならぬと思うんだけど、そういうことは、どういうことがありますかということで、以上、3点だか4点だか5点だか、しゃべったか分からないんだけど、お願いします。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>西館議長</p>	<p>13番議員、これは議案第5号についての質疑ですか。今の質問は、議案第6号に該当すると思うんですけど。</p> <p>ああ、そうかい。分かりました。</p> <p>どうでしたか。</p>
質疑	<p>13番 (西館芳信議員)</p> <p>西館議長</p>	<p>ちょっと、すみません。</p> <p>一般質疑ですから、答弁。</p>
質疑	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>取り消しします。</p> <p>取り消して、次。私6号のことについて話、しましたから、すみません。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>答弁は次ということによろしいですか。</p> <p>はい。お恥ずかしい限りです。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p>

当局の説明	西舘議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第5号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	**「なし」の声**
	西舘議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	西舘議長	<p>日程第7、議案第6号、おいらせ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>保健こども課長。</p>
	保健こども課長 (小向正志君)	<p>それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の18ページから20ページをご覧ください。</p> <p>本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、これに従い定めた本条例について、安全計画の策定等の義務化やインクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、懲戒権に関する規定を削るため提案するものであります。</p> <p>改正内容についてご説明いたしますので、129ページ、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>まず初めに、児童福祉施設において児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定すること等が義務づけられたことから、第7条の2において、乳幼児の安全及びその実効性を確保させるため、家庭的保育事業者等に安全計画を策定させ、必要な措置を講じさせることを加えるものであります。</p> <p>第10条では、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときは、保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業所等の設備及び職員は、保育室及び各事業所特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員を含め、併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる旨の規定を整備するものであります。</p> <p>次に、130ページをご覧ください。</p>

質疑	西館議長	<p>第13条では、児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設等における懲戒権に関する規定が削除されたことから、条例についても、同様に削除するものです。</p> <p>第14条では、感染症や食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練を定期的実施するよう努める旨の規定を整備するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p>
	13番 (西館芳信君)	<p>どうも申し訳ありませんでした。4点ほどお願いいたします。</p> <p>私にこれに関しては、耳新しい制度なものですから、まず第1に、この家庭的保育事業というのをもう少し簡単に説明、こういうものだよということをお願いします。</p> <p>そして、これを設置する目的は、7条と7条の2項ですか。話をしてくれたんだけど、ちょっと抽象的で分からない。現行がこうだから、こういうところを補完したいんですよということで、お話ししてもらえればと思います。</p> <p>それから、今のベビーシッター制度とすごく似ているなど感じました。なぜ、ベビーシッターの制度でもって、これが補完できないのか。違いはこうだから、新しく設けたんですよということでお願いします。</p> <p>それから、3つ目は、この事業というのは、これまでの既に既設になっている事業所、保育園だとか幼稚園の中に設置する中でやる事業ですか。それとも、それとは別に、新たに事業所等を設けてやるものですか。</p> <p>それから、4つ目は、町が補助金を出すということであれば、補助金に見合った指導だとか、そういうことをしていけると思うんですが、それはどういうことが予想されますかと、あるいは、法律に明記されていますかということ、以上4点をお願いいたします。</p> <p>保健こども課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>それでは、4点ご質問いただきまして、それにお答えしていきたいと思います。もし、回答漏れ等ございましたら、ご指摘いただければと思います。</p> <p>まず、家庭的保育事業の中身ですけれども、家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象に、きめ細やかな保育を実施する事業であります。</p> <p>家庭的保育者、保育ママと言われますけれども、そちらの居宅、その他様々なスペースで行うものであります。</p> <p>定員は、家庭的保育者1人につき3人、補助者ありの場合は5人まで定員となります。</p> <p>こちらの目的は、やはり保育施設定員があふれた場合、それを補完するための保育事業ということになります。当町では、まずほぼ定員をオーバーすることはないので、こういった事業所はありません。これが保育事業の内容とその目的についてご説明いたしました。</p> <p>次に、事業は既設なのか。新たにということですが、こちらは新たに、その資格を持った人が申請、町に対して事業開始ということで確認を求めてやる形になります。</p> <p>次に、町の指導ということですが、こういった部分については、当然委託料等を払うことから、町の指導等の対象になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>家庭的雰囲気の中で、定員オーバー等に備えるためのものというふうな説明がなされました。これは、ある程度分かりました。</p> <p>じゃあ、この資格ということ、今も話ししましたが、資格は当然保育士だとかそういう資格、携わる人には資格は当然必要ですよ、そこを1点。</p> <p>それから、既設の幼稚園、保育園の中に設置するんですか。それとも、それとは別の事業所としてやるんですかということ聞いておりますので、そちらをお願いします。</p> <p>それから、ベビーシッターとは違うのではないですかということで、私がちょこっと同じですかとお話ししたんですが、その違い、同じ似たようなところ説明してくればよろしいかと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>それから、補助金の交付について、どういう、当然指導とかそういうのしますよというのは分かったんだけど、その内容はどうかと、どんなことをするんですかと、町はということです。</p> <p>以上、もう1回お願いします。</p> <p>保健こども課長。</p> <p>それでは、ちょっと自分も勉強不足ではありますが、資格については、保育士等必要な資格を有しなければならないものと考えております。</p> <p>ベビーシッターは、また居宅訪問型保育事業ということで、児童の居宅においてやるものですので、それとはまた別のものだとということで考えております。</p> <p>次に、指導内容ですけれども、きちんとその設備が整っているか子ども1人の面積に整った施設があるのか。定員等きちんと守られているか。あとはそういった部分でのことを確認して、指導ということで考えております。</p> <p>こちらの家庭的保育事業については、保育園とかそちらとは別の施設での事業運営ということになります。</p> <p>以上、答弁漏れありましたら、ご指摘いただければと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>西館議長</p>	<p>13番。</p> <p>答弁漏れは特に、全部に触れていたんですが、2つ確認させてください。</p> <p>そうすると、これまでの事業所の中でやる事業ではないということなんですが、私はもしかしたら、これまでの事業所の中に組み込まれて雇用された人間が現場に赴くとか、そういう形態もあるのかなと質問しましたが、それはなしということですね。</p> <p>それから、町の指導として、そうすると、立ち入りだとか監査だとか、そういうのは当然するという事によろしいんですか。お願いします。</p> <p>保健こども課長。</p>

答弁	保健子ども課長 (小向正志君)	<p>既存の保育施設とは別なところで、新たに事業を行うということで理解しております。</p> <p>あと、指導、立ち入り等の監査については、県と連携をとりまして、そういった監査等を行うことになっております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議長席)	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第6号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第8、議案第7号、おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>保健子ども課長。</p>
当局の説明	保健子ども課長 (小向正志君)	<p>それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の21ページから23ページをご覧ください。</p> <p>本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、これに従い定めた本条例について、安全計画の策定等の義務化や業務継続計画の策定等の努力義務化、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化するため提案するものであります。</p>

		<p>改正内容についてご説明いたしますので、131ページ、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>児童福祉施設において児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定すること等が義務づけられたことから、第6条の2において、児童の安全及びその実効性を確保させるため、放課後児童健全育成事業者に安全計画を策定させ、必要な措置を講じさせることを加えるものです。</p> <p>第12条の2においては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な支援が継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定、必要な研修や訓練の実施、定期的な業務継続計画の見直しと変更を行うよう努める旨の規定を整備するものです。</p> <p>次に132ページをご覧ください。</p> <p>第13条第2項では、感染症や食中毒の予防及びまん延防止のため、研修及び訓練を定期的実施するよう努める旨の規定を整備するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>(議長席)</p> <p>西館議長</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第7号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>西館議長</p> <p>日程第9、議案第8号、おいらせ町民プール条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p>
--	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>社会教育・体育課長 (三村俊介君)</p>	<p>当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。 議案書24ページから26ページ、新旧対照表は133ページから134ページをご覧ください。</p> <p>本案は、おいらせ町民プールについて、受益者負担の観点から、他の体育施設と同様にサービスに応じた負担を求め、公平性を確保することを目的に使用料の見直しを行うことに伴い、おいらせ町民プール条例の一部を改正するため提案するものであります。</p> <p>それでは、改正の内容を説明いたしますので、新旧対照表の133ページをご覧ください。</p> <p>初めに、現行第4条において「無料」と規定されている町民プールの使用料について、別表で定めるよう改め、第5条において、使用料の減免について規定いたします。</p> <p>続いて、134ページをお開きください。附則の次に、町民プールの使用料を定めた別表を加えます。</p> <p>なお、使用料については、一般200円、高校生については一般の半額として100円、義務教育期間である中学生までは無料に設定しております。</p> <p>最後に、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
	<p>西館議長 (議長席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 8番、平野敏彦議員。</p>
<p>反対討論</p>	<p>8番 (平野敏彦君) 西館議長</p>	<p>反対討論あります。反対討論をいたします。</p> <p>いいですか、8番議員、反対討論は演壇でお願いいたします。</p>

<p>反対討論</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>昨日の一般質問でも取り上げましたが、国を挙げて、少子化対策や子育て支援を講じ、県では健康寿命延伸に向けて取り組みを強化しております。</p> <p>1年間で、20名の合計金額は2,000円です。費用対効果を考えると、子育て支援策と健康増進事業として、高校生は無料とすべきと考えることから反対をいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>賛成討論</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p> <p>西館議長 (議員席) 西館議長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。</p> <p>15番、檜山忠議員、演壇にてお願いします。</p> <p>私は賛成の立場から討論をいたします。</p> <p>なぜならば、今全て、ややもすると、無償化、無償化ということでやっていますけども、それはそうではなくて、利用する人、またはそれによって、プールであれば健康によくなると、そういうことで、利益を受ける人が、やっぱり受益者負担をするのが当然ではないかなと、そう思います。</p> <p>そうしないと、全てが皆、無償化、施設関係、体育館にしても何にしても、だったらあれも無償にしよう。これも無償にしよう、ということをしていくと、財政的にもいろいろ負担がまた出てくるのではないかなと、そう思うことから、やっぱり利用する人がそれなりの負担を。これが、この金額で、個人の財政的な負担があり過ぎるというわけではないだろうと思うんですね。小遣いの中で使える金額であろうと、そういうことを考えることから、私は受益者負担ということでこれはやるべきだと思う。賛成をするということです。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>反対討論がありましたので、議長職権で採決を行います。</p> <p>採決の方法は、無記名投票とします。</p>

議案第 8 号の採決	西館議長	<p>議案第 8 号、おいらせ町民プール条例の一部を改正する条例についての採決は、無記名投票で行います。</p> <p>議場の出入り口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">(議場 閉鎖)</p>
立会人の指名	西館議長	<p>ただいまの出席議員数は、13人です。</p> <p>次に、立会人を指名いたします。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、5番、木村忠一議員及び6番、田中正一議員を指名いたします。</p>
投票用紙の配付	西館議長	<p>投票用紙を配ります。</p> <p>念のため、申し上げます。採決は無記名投票で行います。</p> <p>本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。</p> <p>なお、賛否を表明しない票、白票及び賛否が明らかでない票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。</p> <p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(議員席) ** 「なし」 の声 **</p>
投票箱の点検	西館議長	<p>配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検いたします。</p> <p style="text-align: right;">(投票箱を点検する)</p>
投票による採決	西館議長	<p>ただいまから、投票を行います。</p> <p>1番議員から順次、投票願います。</p> <p style="text-align: right;">(1番から順に投票)</p> <p>西館議長 投票漏れは、ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(議員席) ** 「なし」 の声 **</p> <p>西館議長 投票漏れなしと認めます。</p> <p>投票を終わります。</p>

開票の立ち会い	西館議長	<p>開票を行います。</p> <p>5番、木村忠一議員及び6番、田中正一議員は、開票の立ち会いをお願いします。</p>
投票の結果の報告	西館議長	<p>投票の結果を報告いたします。</p> <p>投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。</p> <p>有効投票のうち、賛成8票、反対5票。</p> <p>以上のとおり、賛成が多数です。</p> <p>したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p> <p>議場の出入り口を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(議場の開放)</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。11時20分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時04分)</p>
議長交代の告知	西館議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時20分)</p>
議長交代の告知	檜山副議長	<p>議長に代わり、副議長が暫時議事を進行いたします。</p>
当局の説明	檜山副議長	<p>日程第10、議案第9号、おいらせ町教職員住宅管理条例の廃止についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
当局の説明	学務課長 (福田輝雄君)	<p>それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書27ページから28ページになります。</p> <p>本案は、町が管理する教職員住宅について、教職員の入居希望状況及び老朽化に伴い、使用及び管理を廃止するため、提案するものであります。</p>

質疑	<p>榎山副議長</p> <p>(議長席)</p>	<p>現在、管理する教職員住宅は下田小学校に2棟、木ノ下中学校に4棟、合わせて6棟と既に使用停止している木ノ下中学校の2棟があります。</p> <p>全てが築25年以上過ぎており、入居希望者がいないことから、複数年入居希望がないため、高額な修繕費及び維持管理費が必要となっていることから、当該条例を廃止し、行政財産の用途廃止を行い、教育委員会から町当局に所管替えし、普通財産とするものであります。</p> <p>なお、廃止する条例の施行日は、公布の日からとしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p>
	<p>榎山副議長</p>	<p>13番、西館議員。</p>
	<p>13番</p> <p>(西館芳信君)</p>	<p>これ受けまして、随分中途半端な提案だなと思いました。</p> <p>確かに、管理を廃止して条例を廃止することなんだけれど、じゃあ、それ以降どうなるのかなということとは分からないし、それから、それに伴うような具体的な数字だとか、第一私どもは、この1番から8番までの住宅が校庭の中にあるんだか、学校の敷地の中にあるのか、外にあるのかも分からないし、どの程度見栄えが、どういうものかということが普通だったら、例えば、じゃあどうぞ、委員会でもって現場を視察して、中まで畳の具合がどうだか、はりの具合がどうだか見てもらえませんかということになるのが普通だと思うんだけど、そういうのも一切なしと。いきなり来て、しかも建築年数が30年からという説明はあるんだけど、私からすれば、随分お役所的だなと。木造の30年なんていうのは、一般のうちからすれば、まだまだ使える。バリバリして、30年で壊すというのは、よっぽどお金持ちで、そういう人たちしかいないなと思って。自分のところも30年だけれど、確かに私は金がないから建て替えできないけれど、でも、建て替えすると言えば、やっぱり親戚だとか友達から、ずいぶんお金持っているな。よくそういうことができるねと、絶対しゃべられるに決まっていると思うんです。</p>
		<p>***「なし」の声***</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>木造の住宅って風通しがいいから、結構もつんですよ。私たちもこれで「ああ、いいよ」という材料に欠けているしということで、私は思います。これはやめたほうがいいのではないかなど。第一、町営住宅、入居者を募集すれば、抽選になっているのではないですか。何倍もの抽選でもって、当たればよかったなど。それだけ入居するところをみんな探している。それに、生活保護する人たち、単独で3万円で打ち切られるということになって、町内を探せば、なかなか3万円以下の住宅なんてないんですよ。4万円、5万円ということになれば、それには入れないということで、みんな入っているのが、量なんか盛り上がったたり何かしている1万円のところとかに入って、家主さんもこういう状態だから、とても改修なんかできないと。それでもいいと入っているというのが、普通の、一般の現状なんですよ。</p> <p>それを木造の住宅で30年たった。確かに、耐用年数というのを考えれば、基準は、住宅は、国なんかで出したのは22年ぐらいになっているけど、でも、これはあくまでも会計処理のための、減価償却のためのあれではないの。22年で使えなくなったから取り壊しましょうという指針ではないよね。そういうもろもろのことを考えれば、随分ぜいたくで、金はないと言うけれど、町長言うけれど、これで壊す。いや、壊すよりも、それなりにちょこっと改修して、町民に開放させてやったらいいのではないかと私は考えるんだけど、町長でも、担当者の方でもいいです。今、私がしゃべったことに対することと、それからもう1つは、じゃあ壊した後どうなるんですかと。幾らぐらいかけてこうなるんですか。空き地でずっとさらしておくのか。それとも、また同じ場所に建てますよとかね。あるいは別な目的に使いますよとか、そういうことはありますかということで、2点お願いします。</p> <p>学務課長。</p> <p>私からお答え1つさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、場所の話になりました。場所がどこにあるものかという話でしたけども、2月14日の全員協議会の資料につきましては、大変申し訳ないんですけども、住宅配置図ということで、位置図をつけさせていただいたところでありましたけども、学校に隣接する、近くにある敷地に建てられている住宅になります。なので、校内に</p>
-----------	--------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>榎山副議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>あるものではありませんということで、それを1つご報告いたします。</p> <p>あと、今、西館議員お話しされたものの取り扱いになりますけども、今回条例を廃止するに当たりまして、実は老朽化しても、まだ30年程度経過しただけではないかというご指摘ありました。</p> <p>今回提案させていただいたのは、管理する行政財産の分類につきましては、教職員住宅ですので、教職員以外基本的には利用できないものになっておりました。</p> <p>先ほども説明したとおり、入居希望が本当にここ数年ない状況、要は、実は全員協議会のときの資料でもお話しさせていただいてますけども、春に1世帯が退去して、それ以降ない。その1世帯も、その世帯以外、3、4年ほかの入居希望がない状況下が続いていて、住宅によっては5年以上入居者がいないような状況でしたので、先ほど説明にあったとおり、また利用する場合に当たって、ボイラーなり水回りの改修が必要になるような状況になっておりました。</p> <p>また、今年の4月に、教職員住宅がおいらせ町にあれば利用したいという希望の先生が1名いらっしゃいましたが、中を見せて、一番体のいい場所を見せていたんですけども、やはりほかにアパートが見つかったということで、お断りをされたと。</p> <p>今回、教職員の方々につきましても、学校の校長を含めた形でお話をして、利用希望を再度確認したところ、やはり長距離通勤が基本となっていて、町内にいなくても、すぐかけつけられるということで、町内に住所を持つてくる教職員の方々も少なくなってきたという部分で、今回、この廃止を決めたところになっていました。</p> <p>廃止したのですぐ解体とか、そういう部分につきましては、今後町当局に移管した上で、どういう対応をしていくかというのを検討していくつもりで、今回提案したところとなっております。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>2つの中の今後どうするかという答えまでいかなかったんですけど、今終わったら、またそこをちょこっとどういう、なければないと、構想はないよということでもいいと思いますので、お答えいただければと。</p>
-----------	----------------------------------	--

		<p>ただ、今の答えの中で、やっぱり行政の都合だけでこうなっているんで、行政の都合と先生方の都合だけで、それはそれでいいんだけど、じゃあそれで町民のためということで、立ち行かないのであれば、それを町民のための発想ということになれば、行政財産でなくて、普通財産に切り替えたら、いいのではないですか。普通財産ということで、そこで考えていけば、これは町民に開放できる。しなければならぬと思うんですよ。考え方だと思うんだ。そのところをどういうものか。また、よろしくをお願いします。</p>
答弁	<p>榎山副議長 学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>今西館議員がおっしゃったとおり、今回の条例廃止をした後に、行政財産から所管替え、行政財産の用途廃止をして、町当局に普通財産として移管する形で考えておりましたので、先ほど議員おっしゃったとおりの形で、行政財産から普通財産に替えることを目的としております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>榎山副議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番、よろしいですか。</p> <p>行政財産から普通財産に替えたと、そこまで分かりました。その先があるかどうかということをおひとつお願いします。</p>
答弁	<p>榎山副議長 財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>普通財産につきましては、普通財産になれば、恐らく事務分担から言いまして、財政管財課に移管するものと思われれます。</p> <p>財政管財課としましては、普通財産で、特には行政の目的に使わないものであって、かつ売却ができそうなものについては、基本的には競争入札に付して、需要のある民間に売り払いをしたいと考えております。</p> <p>そうでもしなければ、その住宅を維持するためのコストばかりちよっとかさんでしまいますので、基本的には、普通財産につきまし</p>

当局の説明		ては、売却可能なものについては、まず初めに売却を検討するという ことで考えておりました。 以上です。
	檜山副議長	ほかに質疑ありませんか。ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	檜山副議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	檜山副議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第9号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	檜山副議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
檜山副議長	日程第11、議案第10号、ロータリー除雪車(1.3m級、草刈 装置付)購入契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。	
地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。 議案書の29ページ、30ページ、参考資料の135ページをご 覧ください。 本案は、ロータリー除雪車(1.3m級、草刈装置付)購入のため、 去る2月20日に8社により指名競争入札を執行したところ、3,5 75万円で有限会社尾崎自動車商会在落札者として決定いたしまし たので、契約を締結するため提案するものであります。 本ロータリー車を購入することにより、冬季は、道路除雪、道路の 幅出し及び排雪作業に使用し、夏季は、道路等の草刈りに使用する ことにより、町道等の適正かつ効率的な管理を図るものであります。 以上で、説明を終わります。	

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>2番 (川口弘治君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。</p> <p>2番。</p> <p>8社中のうち3社が辞退、1社は失格、入札書未提出ということになっていますが、以前こういう物品の入札に関しまして、辞退者が多いということはどういう現象なのか。その辺、お答え願います。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>入札についての質疑につき、私が答弁いたします。</p> <p>今回辞退とあったものは3社ございますけども、そのいずれもが、今回の、除雪で草刈り装置付きのロータリー除雪車、つまり今回の仕様に合ったものを納めることができないというところで辞退したということを確認しております。</p> <p>失格につきましては、入札書未提出ということもありますが、その後この会社から音沙汰がないものですから、そちらの理由については把握しておりません。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>2番 (川口弘治君)</p>	<p>2番、川口議員。</p> <p>これは指名入札ですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>今回の入札につきましては指名競争入札です。</p> <p>したがって、今回指名した業者につきましては、あらかじめ入札参加資格申請があったものにつき、さらに除雪車等ということで、納付できますということで申し出があった業者について指名をしております。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長 2番 (川口弘治君)</p>	<p>2番。 改めてそういう業者を選定して、指名したということなんですが、それでいて要件に答えられなかったという、辞退理由になっていきますけど、選定するときには応じたということで、入札になって何で辞退したかというの、その辺の整合性がちょっとよく分からないんですが、すみません、最後なんで。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長 財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。 お答えします。 入札参加資格申請のときにつきましては、この分類として、除雪車というところで、いろんなタイプの除雪車あると思うんですけども、そういったものを一くくりにして登録しておりますので、そういった申し出があるものにつき、指名をいたしました。 実際、入札に参加できるかどうかというのは、入札参加資格申請のときではなくて、指名通知をしたときに、初めてその入札について設計図書を見て、初めてこのような細かい仕様の除雪車を納入してくださいと示されるわけなんですけども、今回のような、例えば草刈り機能付きのロータリー除雪車について、辞退した業者については、今回の仕様について対応できなかったというところだと理解しております。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長 1番 (佐々木勝君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。 1番、佐々木議員。 この業者、尾崎自動車商会はこの辺ではないと思うんですが、とりあえず場所と、何でそういった、たしかこれ津軽の業者だと思うんですが、その辺ちょっと確認したいんですが。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長 財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。 お答えします。</p>

		<p>今回の指名業者につきましては、対象を、業者数がもともと地域に少ないものですから、かつ高額な取引になるということから、県内から探すのが妥当であろうと、当課で判断いたしまして、要件に該当する業者について、県内事業者を指名いたしました。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>1 番 (佐々木勝君)</p>	<p>1 番。</p> <p>一般の会社であれば、例えば故障したときとかメンテナンス等々、そういうことを考えて物を購入するんですが、五所川原とか向こうの出張費とか、時間もかかる。出張費もかかる。今は人件費もかかるということであれば、これは物単体の金額だと思うので、そういった修理内容というのは、また別物だと思うのですが、そういうのというのは、入札のとき考えなかったんでしょうか。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>この今回の車両に限らず、物品の購入については、修理とか保守とかはつきものだと思います。</p> <p>もちろん、佐々木議員ご指摘の業務も付随するものとしては考えられますけども、購入するに当たって、その後のことまで計算してという業者の選定はしておりません。</p> <p>あくまで、競争入札するにふさわしい業者数が確保できるか、対応する業者が確保できるかという観点で、業者を指名しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>1 番 (佐々木勝君)</p>	<p>1 番。</p> <p>そうだと思うんですが、ただ、その入札価格、そういったことも関係してくるのではないかなとは思ってますよ。入札が終わったのはしようがないにしても、今後そういったメンテナンス等早急にできるものとか、出張費、経費がかからないのも加味した感じでの業者選定が必要かと思しますので、考えてもらえればなと思います。</p>

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>意見としては、真摯に受け止めたいと思いますけども、ちなみに車検等につきましては、必ず入札用件で車検等お願いすると決まっていることでもございませんので、今後対応する業者につき、近隣の業者に頼むということもあり得るのかなと思いますし、ほかの公用車についても、そのように運用していることをつけ加えて、答弁としたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番、平野議員。</p> <p>私、2点お伺いいたします。</p> <p>まず入札一覧表見て、先ほど2番議員も質問しておりますけども、3社が辞退、1社が失格、それでも指名通知書を出して参加して8社が。例えばその8社のうち、6社が辞退した場合、2社でも入札は成立するのか。この基準について、お知らせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、1番議員がさっき言ったメンテナンスとか様々な部分で考慮されていないということですけども、私もこの入札、ただ安ければいいということではないと思うんですよ。</p> <p>というのは、耐用年数期間中に、メンテナンス等があるわけですから、本体は安くするけれども、その期間中の保守・点検でその分をカバーしていこうという業者もあると思いますので、やはりその辺もっと明確に基準を定めて入札をすべきだと。例えば、5年なら5年の間で何回車検があつて、それにかかる経費がどれぐらいなのか。それ以上に上がって、本体が安くなっても、トータル的に何も差異がないということも考えられますので、この辺の考え方についてもお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>先ほども申し上げましたが、後のメンテの部分については、意見として参考にさせていただきたいと思いますが、今議員ご指摘</p>

		<p>のような長期的コストで判断するような契約についてということで、ご意見承ったと思います。</p> <p>そのようなものは、リース契約ならば、大いに総額、向こう5年なり10年なりの総額で判断するものとして、リース契約というものがあるかと思っています。もちろん頼みたいものの種類によって、購入にメリットがあると判断すれば、今回のような入札をいたしますし、またあるいは、メンテナンスするに相当の労力があるということであれば、議員ご指摘のような形式のリース契約ということで、入札することもあろうかと思っています。</p> <p>以上です。</p> <p>財政管財課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>答弁漏れが1つありましたので、答弁つけ加えてしたいと思います。</p> <p>辞退が多い場合、何社までなら成立可能かというところのご質問でございました。</p> <p>入札の制度上、1社でも応札者があれば入札として成立ということで、町の入札制度はなっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>8番、よろしいですか。</p> <p>14番、松林議員。</p> <p>この除雪車は、新年度に向けて購入すると思いますけども、何月ごろ購入する考えなのか。それから、この除雪車は民間業者に委託するかどうか。併せてお伺いいたします。</p> <p>それから、除雪に関して、1、2点質問したいと思います。</p> <p>北部地区の住民の方々は、今年の除雪はすばらしいと。本当に早く来てくれるし、丁寧にやってくれると、ものすごく好評でありました。</p> <p>私は昨年までは、副町長に何回も電話をして、出動を要請いたしました。今年はただの1回も、副町長には電話をしておりません。ということで、地域整備課頑張ったなど、こう思っております。</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>ただ、手術をして腰が悪いと。要するに、民間の除雪車が1回、2回歩くんですけども、雪の塊がうちの前に残るんです。何とかしてくれませんか、と、松林と、来ました。そこまでは、役場も業者もできませんというお話をしました。だけれども、私は今出かけなければならない。腰を手術したばかりで、どうにもならないと。80歳ぐらいの女の方でありました。分かりましたと。町内会長が歩道を除雪する機械を持っておりますので、すぐ連絡して、向かわせますから、それまで我慢してくださいと。私も心配になりまして、行ってきました。行って、若干のお手伝いをしましたけども、どうにもならない問題かもしれません。でも、そのような人員があると、困っている方もいるということ、地域整備課長、厳しい質問かもしれませんが、そういう苦情がないのかどうか。あるとすれば、対応策を考えているのかどうかお伺いいたします。</p> <p>それから、もう1点、北部地区に我々が捨てる雪の捨て場所を確保してくれませんかという話でありました。役場に出向きました。町内にはサーモンパークに1カ所存在しているそうであります。北部地区から来るには、なかなか時間かかるということで、担当課においては、探していると、必要性は認めますという話であります。現実問題として、なかなか確保までには至っていないと。必要性は認めるけども、協力する方も現在はいませんという話であります。そのような声もありますので、その点お伺いしたいと思います。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、1点目のロータリー除雪車の納品予定なんですが、今のところ、令和5年10月末ころに納品という形で見込んでおります。</p> <p>続きまして、納品後民間に貸し出しして委託するのかということのご質問だったかと思っておりますけども、こちらにつきましては、今現在のところ、町直営の運転技能員で草刈り等は行くと。除雪につきましては、やはり機械の操作等ありますので、そこら辺のところは来年度の除雪、毎年やっています意見交換会の中で、業者でどうだろうということで聞いてみたいと思います。</p>
-----------	--	--

	<p>榎山副議長</p>	<p>ただ、保険とかいろんな影響あるところもあると思いますので、そこら辺も含めて、来年度の検討課題ということで対応したいと思います。</p> <p>続きまして、除雪の関係ですけれども、まず雪の塊につきましては、今年度特に降雪が、大雪の何日かたった後、すぐ雪が緩むという状況が連続して続いたということで、当課でも非常に苦慮しました。ただ、雪が緩んだときに除雪すると、どうしても雪の塊がうちの前に置かれていくということで、私らもその判断というのは、慎重にしているつもりです。というのは、除雪しなくても、そこで我慢すれば、そういった問題も起きないんですけども、しなければ、今度車がハンドル取られるとか、そういう状況もありますので、そこら辺は見極めて判断しているというところでしたけども、やはり雪の塊ということで、どうしても自宅前に置いていくということになります。</p> <p>こちらにつきましては、やはり当課、または業者委託の中では、なかなか対応が難しい部分ありますので、今後先ほど議員おっしゃった町内会さんの活動の中で、何とか対応できないかというところで、1つ来年度の検討課題として検討してまいりたいと思います。</p> <p>最後、北部地区、特に雪捨て場の問題です。雪捨て場につきましては、業者の除雪につきましても、だんだん宅地化が進んでいるということで、雪を一時的に、仮にストックしておく場所もなくなってきて、我々も苦慮しているところです。</p> <p>したがいまして、来年度どっか広い土地が空いているようなところがあれば、そこら辺を一時仮置きという形で考えてみたいと。当然土地の所有者さんの関係もありますけども、当課としては、そういう形で、まずは一時仮ストックの場所をちょっと見繕って、そこら辺業者さんがそこに捨てに行くとか、あと住民の方が捨てに行くとかということが、その先所有者の方がそれでもいいですよということになれば、そういう方向で考えていきたいということで考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>じゃあ、7番、日野口議員。</p>
--	--------------	---

<p>質疑</p>	<p>7番 (日野口和子君)</p>	<p>ただいまの除雪の件に関してです。私どもの町内は、10センチ以上の雪を残して除雪するんです、今年の業者。その前の業者は、やっぱりそれぐらいの10センチ以上残して、そして途中で下ろして、その上を乗り越えてまた除雪、下ろして乗り越えて除雪するから、だからうちのところは、空いているところいっぱいあるから、そこに雪ためていて、集めてもいいよと私はいつも言っているんだけど。今年も言いました。けども、はいつて分かって、住宅の脇に詰めたりして、町内でも苦情が来ていますので、そのところもちゃんと道路すれすれに削ってくれとは言わないけども、10センチ以上はないだろうと思っていますので、そのところも課長、よろしく願いします。</p> <p>そして、私どものローズガーデンの近くに空いていますので、そこに雪盛り上げていてもいいですから、そんなこともつけ加えておきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長</p> <p>地域整備課長 (柴嶋泰幸君)</p> <p>榎山副議長 (議長席)</p> <p>榎山副議長 (議員席)</p> <p>榎山副議長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まずは、除雪の仕方、10センチ以上残していたというところは真摯に受け止め、私らも業者によく指導しながら、対応してまいりたいと思いますので、ご理解よろしく願いします。</p> <p>あと、雪捨て場につきましては、情報提供ありがとうございます。来年度そういう形で、議員からお話があったということで、業者にもお伝えいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 檜山副議長	これから議案第10号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 **「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 昼食のため、1時30分まで休憩いたします。 (休憩 午前11時54分)
	檜山副議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 1時30分)
	檜山副議長	日程第12、議案第11号、町道の路線廃止についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (栗嶋泰幸君)	それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。 議案書の31ページ、32ページ、参考資料の136ページをご覧ください。 本案は、道路の適正な管理を図るため、北下田地区9号支線ほか1路線、延長410メートルについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、路線廃止するため提案するものであります。 当該路線は現況が農地または雑種地で、道路形態がなく、町道整備事業等による整備予定がないことから、路線廃止するものであります。 以上で、説明を終わります。
	檜山副議長	説明が終わりました。 これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。
	(議長席) 檜山副議長	**「なし」の声** なしと認め……。

<p>質疑</p>	<p>7番 (日野口和子君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	<p>7番、日野口議員。</p> <p>町道の路線認定についてお伺いします。 今、12号ですか。11、じゃあ次にします。ごめんなさい。</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第11号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>日程第13、議案第12号、町道の路線認定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (柴嶋泰幸君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。 議案書の33ページ、34ページ、参考資料の137ページから139ページをご覧ください。 本案は、適正な道路の管理を図るため、鶉久保4号線ほか4路線、延長924.4メートルについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、路線認定するため提案するものであります。 鶉久保4号線、緑ヶ丘24号線の2路線は、町道整備事業等により整備が完了したため、路線認定するものであり、青葉17号線、青葉18号線、三本木7号線の3路線は、既に認定された路線の起終点の見直しにより、路線認定するものであります。 以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p>

当局の説明	(議長席) 檜山副議長	これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。 **「なし」の声** なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
	(議員席) 檜山副議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第12号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席) 檜山副議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	檜山副議長	日程第14、議案第13号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。 議案書35、36ページになります。 本案は、本年6月1日から、青森県市町村総合事務組合の構成団体として八戸市を加入させ、また、共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えるに当たり、同事務組合の規約の変更について、関係地方公共団体との協議が必要となることから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき提案するものであります。 新旧対照表でご説明いたします。ページ後ろ、140、141ページであります。 140ページは、別表第一、構成団体の変更であり、構成団体に八戸市を追加するものです。

<p>当局の説明</p>	<p>檜山副議長</p>	<p>141ページは、別表第二、共同処理する事務の変更であり、市町村税等の滞納整理に関する事務の市町村等に、八戸市と十和田市を追加するものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
	<p>(議長席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を受けます。質疑、ありませんか。ありませんか。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論はありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第13号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***「なし」の声***</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>日程第15、議案第14号、令和4年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、議案第14号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は37ページから47ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に2億7,566万9,000円を追加し、予算の総額を122億6,508万4,000円とするものです。</p> <p>次に、議案書の44ページと、それと大変恐縮でございますが、開会日に配付いたしました令和5年3月2日付「令和5年第1回おいらせ町議会定例会議案書の訂正について」という文書に掲載いたしました正誤表を併せてご覧いただきたいと存じます。</p>

		<p>第2表繰越明許費補正の説明でございますが、こちらは計10件の事業につきまして、年度内の完了が困難と認められるため、予算を令和5年度に繰り越して使えるよう繰越明許費を設定するものです。</p> <p>個別に説明をしますと、まず、表の一番上です。2款の総務費、財務会計システム改修事業、それと次の戸籍情報システム改修事業及び3款民生費の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業、こちらの3事業につきましては、進捗状況により年度内の完了が難しい状況です。</p> <p>次に、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、国庫補助に係る来年度の予算執行方法が未決定であるため、令和5年度当初予算のほか、念のため今年度の予算残の繰り越しという方法も用意しておくという趣旨でございます。</p> <p>次に、8款土木費の町道住吉町線整備事業及び町道舗装補修事業につきましては、進捗状況により、年度内の完了が難しい状況です。</p> <p>10款教育費の中学校空調設備整備事業につきましては、当初は来年度予算での実施を想定しておりましたが、より手厚い財政支援を受けるため、今年度の国補正予算に計上された国庫補助金を活用することとし、予算は令和4年度となりますが、施工期間は令和5年度に繰り越すものです。</p> <p>次の10款教育費町民交流センター改修事業（舞台照明）と（緞帳設備）につきましては、設備の不調により更新するものですが、契約が今年度末になる予定のため、令和4年度内の完了が難しい状況です。</p> <p>同じく10款教育費の町民プール管理運営事業につきましては、券売機購入について、契約が今年度末になる予定のため、令和4年度内の完了が難しいというような状況になっております。</p> <p>次に、45ページをご覧ください。</p> <p>こちら、第3表債務負担行為補正です。</p> <p>こちらは、学校プール監視業務委託料など令和5年度実施予定の3件につきまして、業務の実施に当たり、早期の契約が必要なことから、ゼロ町債として追加するものでございます。</p> <p>次に、46ページをご覧ください。</p> <p>第4表地方債補正の説明をします。</p>
--	--	--

	<p>一番上の上谷地中堤地区ため池等整備事業から、4つ目の中学校空調設備整備事業（国土強靱化事業）までの4事業につきましては、先ほども触れましたように、国の補正予算対象となったため、有利な補正予算債を活用することとしたものです。また、次の町民交流センター小ホール舞台照明改修事業から、一番下の北ノ平線法面災害復旧事業までの3事業につきましては、実施事業の財源として交付税措置のある地方債を活用するものです。</p> <p>なお、47ページの5事業につきましては、事業の完了見込み等により、限度額を変更するものでございます。</p> <p>それでは、歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和4年度、一般会計補正予算（第8号）に関する説明書をご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容からご説明します。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>21ページの2款1項5目財産管理費の24節公共施設整備基金積立金2億9,000万2,000円の増額は、今後の公共施設整備に係る一般財源対応分として来年度以降に活用するため計上するものです。</p> <p>それから、少しページが飛びまして、48ページをご覧ください。</p> <p>10款3項3目中学校の学校建設費、12節中学校工事関連設計単価入替作業委託料94万4,000円の追加、それに加え中学校空調設備整備工事監理委託料509万8,000円の追加、それから14節の中学校空調設備整備工事費1億3,005万8,000円の追加につきまして、国庫補助金を活用する関係で、令和4年度の国補正予算により実施するため、計上するものとしております。なお、先ほども触れましたように令和5年度への繰り越しとなります。</p> <p>52ページをご覧ください。</p> <p>10款5項2目体育施設費の14節町民交流センター小ホール舞台照明改修工事費1,933万4,000円の追加及び町民交流センター小ホール巻取緞帳設備改修工事費748万円の追加は、繰越明許費でもご説明いたしましたが、設備不調により更新するため計上するものです。令和5年度への繰り越しとなります。</p> <p>このほか、各款に増減を計上しておりますが、それらは、事業の完了または執行見込み額の精査によるものでございます。</p> <p>主な歳出の説明は以上です。</p>
--	--

	<p>檜山副議長</p>	<p>これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>ページが前の方に戻りまして、5ページをご覧ください。</p> <p>11款1項1目地方交付税の普通交付税6,677万3,000円の増額は、再算定により、追加交付額が決定したため計上するものです。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>14ページの19款2項1目財政調整基金繰入金676万2,000円の減額は、当補正予算編成に係る一般財源調整により計上するものです。なお、当該基金の年度末残高は、予算ベースで19億4,515万2,000円となる見込みです。</p> <p>このほか、各款にわたり計上しております増減は、歳出と同様に、収入見込み額の精査によるものでございます。</p> <p>ページが後ろのほうに飛びます。55ページ、それから56ページをご覧ください。</p> <p>こちら給与費明細書になります。</p> <p>給与費明細書は、人件費に係る今回の補正内容を反映したものとなっております。</p> <p>57ページから60ページは債務負担に関する調書です。</p> <p>この債務負担に関する調書は、今回の補正予算で債務負担に追加しました学校プール監視業務委託料（令和5年度）など3件につきまして、調書の一番最後に追加したものとしております。</p> <p>61ページ、62ページは地方債に関する調書です。</p> <p>こちらは歳入の町債と歳出の公債費に係る今回の補正予算の内容を反映したものとしております。</p> <p>63ページ以降の補正予算主な内容は、予算案審議の参考資料として、主要な個別説明を掲載したものとしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、歳入全般について質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第8号）に関する説明書3ページから17ページになります。</p> <p>なお、質疑における発言の際は、「何ページの何款、何々の件について」のように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。</p>
--	--------------	---

<p>質疑</p>	<p>(議長席) 檜山副議長</p>	<p>さい。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑、ありませんか。 なしと認めていいですか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、歳入全般の質疑を終わります。 次に、歳出についての質疑を受けます。 第1款議会費から第5款労働費までの質疑を受けます。 説明書19ページから35ページになります。 質疑、ありませんか。 8番、平野議員。</p>
<p>答弁</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>20ページのところの18節職員採用試験負担金4万9,000円とありますけれども、令和4年度の職員採用の中身について、応募者数、大卒そのほか、それから採用者が何名なったのか、お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、23ページですけれども、総務費の町活性化対策費のまちづくり活動支援事業助成金340万7,000円減額になっていますけれども、この中身について説明をいただきたいと思います。</p> <p>併せて、次のページの24ページ、定住促進対策費の移住者転職支援助成金150万円、これも減額になっていますので、この中身について説明をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、20ページの職員採用試験負担金に絡んでの今年度実施した職員採用試験の状況をお知らせいたします。</p> <p>試験区分ごとの受験者とそれに対する合格者というご質問でございます。</p> <p>まず、大卒の行政のところ受験者16人、最終合格1人です。それから、大卒土木職2人受験、2人合格です。大卒の保健師5人受験、1人合格です。それから大卒の障害枠は1人受験、合格者0であります。それから、行政の短大卒と高卒のところですが、7人受験で最終合格2人です。それから、短大・高卒者枠のと</p>

		<p>ころで障害枠で1人受験、1人合格です。それから、病院看護師1人受験、1人合格であります。</p> <p>以上です。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>2点目のまちづくり活動助成金の減額の内容ということでお答えをしたいと思います。</p> <p>当初予算で、活動助成金500万円を計上しておりました。審査会を経て実施したものが、全部で11件になります。その総額が153万1,000円となっておりまして、若干差額ずれていますが、執行見込み額ということで340万7,000円の減額をしたものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、続きまして、24ページの2・2・5の移住者転職支援助成金150万円の減額についてご説明をしたいと思います。</p> <p>町外からの移住者、特に首都圏からの移住者を町内に呼び込むためには、やはりこの移住のハードルになるというところで、仕事というのが大変重要な要素になってくると思います。</p> <p>そのハードルとなる仕事、あるいは移住者の転職を支援するために、町外から町の中にどのような企業とか、あるいはどのような仕事があるかというのを紹介、あるいは目にとどまりやすくなるようにするために、町内の企業が就職支援サイトにそのような採用情報、あるいは会社案内を掲載する。その掲載するための経費を補助するというような制度の内容になっております。</p> <p>事業費といたしましては、40万円を上限といたしまして、町からの補助率は4分の3ということにしております。5社を見込み、当初予算で150万円を予算計上しておりましたけども、今回実績がなくて、150万円をそのまま減額するというようなことで、補正をしたものでございます。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>答弁漏れありませんか。</p> <p>8番。</p> <p>20ページですけれども、応募者数、それから採用者数、これで各職種で採用されておりますけれども、この中で採用者が、そうすると大卒が1名、土木関係で2名、保健関係で1名、障害者が、応募があったけれども、短大・高卒のところでは1名、短大・高卒で2名ということで、保健師は1名だけということで、これまでのコロナ対応とか様々な部分で、私はもっと充足させるべきではないかなと思っておりますけど、このほかに期間の採用者というのはどのくらいあるんですか。今来年度採用する職員の数が出ましたけれども、このほかに期間任用、これがこれからまだ採用になると思います。現在、どのくらい的人数がありますか、期間任用職員。それと、この採用者というのは、今言った数の中には、全てが当町に採用されてもいいという意思表示をしているのか。例えば、当町に試験を受けながら八戸市を受けて、合格したからそっちへ行くとか、そういうのも前にあったんですけれども、こういう情報というのはつかんでいますか。これをお願いします。</p> <p>続けていいですか。それから、まちづくり活動支援事業補助金ですけれども、11件中というのは153万1,000円。500万円予算をとって、半分にも満たない額しか執行されていないわけですね。結局、町で言う、住んでみたい町とか、そういうのを言っていますけれども、実際に、じゃあこの町で事業したいとか、そういう意欲のある人というのはないということではないですか。予算をこれだけとって、執行されていないというのは、1つ大きな問題だと思いますよ。どう捉えているか、町長からお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>その裏ですけれども、24ページの移住者転職支援についても4分の3の補助金、40万円ということで上限を設けていますけれども、これまで全額、町外からの移住者の希望、そういうのが全然対応がない。本当に私こういうのが、片方では住んでみたい町とか何とかと常に言うんですけれども、そういうのがあったら、こういう部分だって、対応者があってもいいんじゃないですか。町長、どう思いますか。私、疑問を感じますよ、本当に言っているのは、この点について、お聞かせいただきたいと思います。</p>
-----------	------------------------------------	--

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>総務課からは、職員採用に関連して2点お答えいたします。 まず1点目が、会計年度任用職員の関係であります。 現在も各課に会計年度任用職員、行政関係、一般事務関係、それから専門職等を置いております。これらにつきましても、来年度以降も置くものとして、先般面接試験を行って、その採用の途中であります。各課において、ちゃんと正職員が置かれないところも含めまして、来年度以降も引き続き、会計年度任用職員を置くこととしてございます。 それから、来年度4月採用予定職員の意向確認のところも、先ほど、私が答弁した人数は、全て当町の役場に入庁するという意思確認をとってございます。 以上です。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>まちづくりの関係なんですけども、町長への質問でありましたので、私から答弁させていただきます。 まちづくりの活動の支援団体は、事業を起こす会社関係ではなくて、コミュニティ活動を中心とした町内会でありますとか、それから各種団体らに、何かしらの事業を行うといったときの補助制度でありますので、議員ご質問の会社関係とは、関係がないということでお答えしたいと思います。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、移住者転職支援助成金の再質問についてお答えをしたいと思います。 先ほどの1回目の答弁、私の答弁があまり上手でなくて、うまく伝わらなかったかと思っておりますけれども、こちらの助成金につきましては、移住をしたい方が利用する助成金ではなくて、募集をしている町内の企業が、そういう就職支援サイトに情報をアップするために要する経費に対して、企業に対して助成する助成金となっております。</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ます。</p> <p>企業といたしましては、募集については、一般的にはハローワークに登録をして、募集をかけておりますけれども、それに加えて、そういう支援サイトにお金をかけてでも情報を上げて、採用を、募集をしたいというようなところに対して、40万円を上限に支援する。4分の3支援するという事業でございます。</p> <p>つまり、10万円の企業側の持ち出しもございますので、そういったのも理由があったのか分かりませんが、今年度は実績が0だったということでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>さっき総務課長、私が言った会計年度任用職員者数が幾らになっていきますかというのには答弁していませんよ。聞いておいてくださいよ。</p> <p>それと、確かに今の採用者については、確認をしているということですが、この任用職員の数と現在の職員の数で行っても、全体的に充足、職員数が上北郡で一番低いということですから、こういうのを全部足せば、どういう位置づけになるか。そこをもう1回確認をしたいと思います。</p> <p>それから、2点目の活動支援助成金ですが、これは副町長が言ったように、コミュニティ活動とか町内会、そういう各自が事業を展開するに対して助成をしているんだということですが、結局使われていないということは、各地域でそういう活動ができていないということではないですか。趣旨がよく伝わっていても、例えば町内会、そういうものは高齢化が進んで、いろんな活動ができないような地域というのが増えてきているということ、私は感じるわけです。やっぱりその方法、手だてというのも変えていくべきではないか。今のままでいったら、多分このまま手を挙げてくる町内会というのはそうないと思いますよ。ここはもう一度、現状認識を確認したいと思います。</p> <p>それと次の移住転職者支援ですが、これだって今の町内の企業、相当足腰が弱っているのではないですか。雇用するような業績が伸びている企業というのは、これでいったら、ほとんどないと</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>ということでしょう。人を採用できないような企業ばかりが町内にいると、そう感じませんか。それだけの業績が伸びてくんだったら、町の要請にも応えられるし、人も増やせるし、例えば今私農家の人方見れば、コロナで円安が進んだおかげで、農家で契約している人方が全部脱走しているんですよ。契約期間を満了しないで、ほかに行っている人があるわけです。</p> <p>ですから、そういう厳しい中で、本当にこういう補助金の制度の活用され方というのは、私はもっと見直して、いろんな形で企業そのもののもう1回調査をし、実態把握をして対応すべきだと思うんですけど、この点についてお伺いいたします。</p> <p>総務課長。</p> <p>職員採用関係のご質問でお答えいたします。</p> <p>先ほど会計年度任用職員の人数お答えしなくて申し訳ございません。正しい資料を持ってきておりませんので、そっちもご報告できませんが、概数で言いますと、会計年度任用職員フルタイムで恐らく40人前後かと思っておりますが、正しい数値は今先ほど申したとおり、資料が手元にございませぬ。お許しください。</p> <p>それから、県内でも正職員の数が少ないということ、ご指摘がありました。会計年度任用職員も含めた数の比較等は行っておりませんし、できないものと思っております。各市町村で、定数等で公表しているのは、あくまでも正職員の部分でありますので、会計年度任用職員を含めた比較等は不可能かと思っております。</p> <p>ただ、人事担当課としても、現状の定員では足りないものと認識しております。不足の部分は、向こう3年間の定員適正化計画というものを策定しておりまして、計画的に正職員の採用を行っていく。今後も増員していく予定で考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中淳也君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>執行額が少ないということで、いろいろと課題があるのではないかとはいえませんが、ここ3年間ぐらいはコロナの関係もあり</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>まして、もともとの申請件数が少なくなっているのが実情であります。</p> <p>先ほど11件の団体に交付したというのがあるんですが、それから外れる。あと2件が申請はあったんですけど、コロナによって中止というのもあります。ですので、コロナで申請が少ないという実態がまず1つあります。もう1つは、新規事業に対して、同じ事業を3年間まで補助金を交付するというのがありまして、3年間続けて実施しますと、一旦その事業はできない。新しい事業の取り組みということになりますので、その辺も申請が少ないということになるかもしれませんが、地域づくりとか町内会の活性化という意味では、いろんな事業をやっていただくということの趣旨で実施しておりますので、そういうことでご理解をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、移住者転職支援助成金の3回目のご質問に答弁したいと思います。</p> <p>先ほど、平野議員おっしゃったように、補助金の制度のあり方、もう一度見直すべきではないのかということでご指摘がありました。</p> <p>この助成金につきましては、令和3年度から実施しておりまして、令和3年度につきましては2件の助成の実績があります。令和4年度につきましては、先ほど来答弁しておりますが、実績がなかったということで、移住者を増やすための事業の1つとして実施してきたものではございますけれども、先ほど申しましたとおり、件数も少ないということもございまして、令和5年度につきましては、もう一度事業を見直そうということで、この助成金の予算は、当初予算には計上をしておりません。そういう意味では、平野議員おっしゃったように、制度のあり方について、もう一度我々としても見直そうということで考えております。</p> <p>ただ、この移住の助成金、特にここの2款2項5目の科目につきましては、企業支援ではなくて、移住あるいは定住のところの予算ということでございますので、政策といたしましては、移住者を増やすための何か新たな事業等について、検討をしていくということでございます。</p>
-----------	--	---

		以上です。
質疑	<p>榎山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>13番、西館議員。</p> <p>1点教えてください。</p> <p>37ページの6款農林水産業費で林業の総務費として、補正が70万3,000円計上されております。</p>
質疑	<p>榎山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>榎山副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>榎山副議長</p>	<p>35ページまでです。</p> <p>分かりました。次をお願いします。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、第1款から第5款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第6款農林水産業費から第12款公債費までの質疑を受けます。</p> <p>給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を含みます。</p> <p>説明書35ページから62ページになります。</p> <p>また、議案書44ページから47ページ、第2表繰越明許費補正、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正についても質疑を受けます。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>8番。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p> <p>榎山副議長</p>	<p>質疑運営上、まだこっちの歳出が終わっていないのに、この繰越明許とか、そういうのをやるんですか。飛ばしたのではないですか。</p> <p>どこですか。35ページから62ページになります。</p>
質疑	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>35ページから、分かりました。</p> <p>37ページのところで、農林水産業費の第3項水産業費のところ</p>

<p>答弁</p>	<p>樽山副議長</p>	<p>で、町長からお聞かせいただきたいんですが、先般サケふ化場の支援要望ということで、町長に対して奥入瀬川鮭鱒増殖漁協の町の助成に対する要請があったと思いますけれど、続いて六戸町にも同様で、奥入瀬川鮭鱒増殖漁協から要請があって、併せて今度は十和田市にもあるということが記事になっております。</p> <p>町長もご存じのように、今おいらせ町の定置網漁業については、もう今までかつてないほどの不漁、これが3年ぐらい続いておりまして、定置の運営もなかなか容易でない状況に陥っております。ましてや、このふ化場の遡上が全然なくて、サケのふ化ができない。サケは最低3年から4年たたないと帰ってこないわけですから、今そういうふうなのがもう放流されていないような形で推移しているわけです。こういう意味では、町としてもぜひ支援をしてもらって、漁業者の救済のために、町長の判断をお願いしたいと思うんですけれども、要望の中身、それから町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>日にちは定かではありませんけれども、奥入瀬川鮭鱒増殖漁業協同組合、そして百石漁協の木村組合長も一緒に来てくれました。その中におきまして、今平野議員がおっしゃったように、できればサケがとれないで大変だから、何とか応援してほしいという話でありまして、しからばどういう状況ですかと言ったら、最盛期のもう10分の1ぐらいであるし、ただ何とか卵はある程度手に入った部分は放流するつもりだということもありまして、先般の県の新聞系の発表というんですか、新聞見ましたら、北海道から受精卵をある程度仕入れて、ただ、ここで放流している数には満たないと思いますけど、まず放流する。</p> <p>そしてまた今月の後半、それもまだ、大変申し訳ないです。質問されるのであれば、調べてきましたけども、例年どおり、稚魚の放流会をやる予定になっていますんで、そういう分も含めて、何とか努力するという話でありましたし、また今まではサケが、新聞にも書いてあったんですけど、小さいうちに稚魚として出したけども、これから少し栄養剤、油を混ぜたような飼料を食わせて、稚魚を大きくしてから放流すれば、回帰率が上がるんじゃないかなと、そういうこ</p>

<p>質疑</p>	<p>榎山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>とも考えていますんでということで、うち初め六戸さん、そして十和田市さんは24日かな。要請に行くということで、私も新聞で知りましたが、六戸さんには行ったということですね。</p> <p>そして、私はいろいろ世話になったサケだから、まだ漁協さんにも世話になっているんで、できる限りの助成はしたいなという話しています。しからば、金額的に幾らがいいのかというのは、まだまだこれから漁協さん、あるいは近隣の市町村と、市町村でない、市町ですね、村はないですから。と詰めながら、相談していかなければならない課題だなと思っていますけれども、今指摘された、もうされる以前から漁協の役員の人たちにも、何らかの形で助成はしなければならないなということは返事しております。金額的なことは一切言っていないんですけど、何らかというのは、結局資金になると思うんですけども、そういうことで、サケの稚魚で寄付してといっても持っていませんので、多分金にはなると思うんですけども、そういうことで門前払いはしていませんので、そういうことも含めてご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>町長の思いが、1つは六戸・十和田にも伝わって、やはりふ化するための卵を買ってくるというのが、やっぱり一番大事なわけですよ。これまでおいらせ町の定置網は、早期群って最初にとった若いのは、ほとんどふ化場に上げてあったんですよ。それが三沢・階上・おいらせ、この沿岸の部分で一番稚魚確保のために提供するの、おいらせにある漁協が、数も一番多く出してあった。それがほとんどとれなくなってきたもんですから、ふ化場のこのやな場のところを見ても、ほとんどサケがかごに入っていないなという実態です。</p> <p>ですから、これが回復するには、最低三年、四年の期間が必要なわけですから、ここのところをひとつ町長も頭の中で、ぜひ助成措置についても、六戸さん、十和田さんにも、一緒に協議すると思いますけれども、特に地元ということで、働きかけをしていただきますようお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
-----------	------------------------------------	--

質疑	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>13番、西館議員。</p> <p>サケが回帰するためには、一番大事なプランクトン等の量がちゃんと育つために、森林環境というのが大事だということで言われます。森林環境に対して興味があるものですから、1点だけ教えてください。</p> <p>ここの37ページの6款水産業費の中に林業の総務費ということで、ここ基金に70万3,000円ということで補正額があがっていますけれど、これはこっちの歳入の森林環境譲与税と関連性がありますか。全くないですか。そこをまずお願いします。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>6款2項1目の林業総務費の森林環境整備基金積立金と歳入の譲与税との関わりですけれども、国から毎年環境譲与税ということで、交付を受けております。今回交付額が確定したので、補正をさせていただいております。その譲与税を使いまして、町では来年度以降、森林の所有者に対する意向調査というものを行うための委託費を計上して、今委託を行っているところであります。</p> <p>そういったものとか、あるいは公園の危険木でありますとか、農村公園の危険な木を撤去するという、そういう環境整備の作業に対して、一応支払いとかをしております。環境譲与税から、そういうふうな町で用途する分を差し引いた分が、この森林整備基金積立金ということで積み立てていっているという内容になります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>そうしますと、今の答弁ですと、関連そのものだよということですね。</p> <p>そして、この森林譲与税は2、3年前にたしかできて、これ目的税、ちゃんと用途は決まっているわけではないのか。何に使ってもいいということで、だからとりあえず、こうして積み立てしている</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p>	<p>のかなと。積立基金はいいんだけど、早目に手を打って、こういうことで使うんだというものを、なるべく早く私は知りたいと思って、今質問したんだけど、これから意向調査して、そしてどういふうなものに使ったらいいか。これから決めるというふうなことでよろしいですか。</p>
	<p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>基本的には、森林をきちんと管理していきましょうということがメインになるものでありまして、そのために森林の所有者がどういう形で、今後、森林経営をしていくのかというための、とりあえず意向を調べまして、その意向に基づいて、もしその方がどうしても森林のところの環境を整備できないということになれば、今度は町が間に入って、その整備をしていくというのがメインになりますけども、それ以外にも、特にそれに使いなさいということでは、目的は定めておりませんが、先ほど来言っていますように、例えば危険木の撤去でありますとか、そういうふうな森林にかかわる部分、あるいは森林の見回りをするための公用車を購入する事業とか、そういうふうな部分で、県としては、毎年交付される譲与税、これから本則課税になりますので、用途をきちんと目的を決めて、年度内に支給される税の部分については、その年度でなるべく使っていただくように、今後目的を持って用途をしてくださいということでは、指導を受けているところであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p>	<p>13番。</p>
	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>大体飲み込めたんだけど、ちょっと飲み込めない部分があります。それは、森林の所有者からお金をもらうんだよということだったか、それとも新しく何かこれ変わって、令和6年度からの施行ということになるのかも知らんけれど、人口、ともかく1人に対して1,000円ずつ町村にあげますよというものもたしかあって、これとは別なのかなと思って今話を聞いて。1,000円ずつ1人、人口に対してあげるということになれば、田舎は森林がたくさんあるのに、人口が少ないから割り当てはすくなくなると。逆に人口だけ</p>

答弁		<p>が多くて、森林面積等有しないところが多くもらうというふうなことで、何となく腑に落ちないなという面もあったんだけど、あくまでも1つの流れですかね、これは。6年度当たりにもまた新しいのが出てくるという気も、それは全然関係ない。全く1つの流れでもって、今のところはそういうことで了解していいということですか。</p>
	檜山副議長	<p>農林水産課長。</p>
	農林水産課長 (西館道幸君)	<p>令和6年度から森林環境税ということで本則課税になって、皆さん国民の方から1,000円ずつ税として頂いて、それを分配するというふうなのは始まります。その前段として、今回の環境譲与税という形で、国の基金を取り崩した形で分配しているということになりますので、本則課税が令和6年度から始まるので、それまでにきちんとした目的を持って使途してくださいというふうな内容になります。</p> <p>以上です。</p>
	檜山副議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>**「なし」の声**</p>
	檜山副議長	<p>なしと認め、第6款から第12款までの質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論は、ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>**「なし」の声**</p>
	檜山副議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第14号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
(議員席)	<p>**「なし」の声**</p>	
檜山副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。30分までとします。40分、失礼しました。40分まで休憩といたします。</p>	

		(休憩 午後 2時25分)
	西館議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午後 2時40分)
副議長交代の告知	西館議長	再び議長が議事を進行します。
	西館議長	日程第16、議案第15号、令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
当局の説明	町民課長 (松山公士君)	それでは、議案第15号、令和4年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。 議案書の48ページから50ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書の1ページから10ページになります。 本案は、既定予算の総額に3,462万1,000円を追加し、予算の総額を23億5,402万3,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、繰出金を増額する一方、歳入では、県補助金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。 本案は、事項別明細書により一括で質疑を行います。 説明書3ページから12ページになります。給与費明細書も含めます。 質疑、ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	西館議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論、ありませんか。

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第15号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第17、議案第16号、令和4年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
	学務課長 (福田輝雄君)	<p>それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書51ページから53ページ、特別会計補正予算に関する説明書の13ページから16ページになります。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額から306万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,506万1,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、執行見込み額の精査により奨学資金貸付金を444万円減額し、2件の寄附金及び一括償還などによる貸付金収入の増額により、奨学基金積立金を137万7,000円増額するものであります。</p> <p>一方で、歳入では、寄附金収入を3万6,000円、奨学資金貸付金収入を103万6,000円それぞれ増額し、奨学基金繰入金を413万5,000円減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、歳入・歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>本案は、事項別明細書により一括で質疑を行います。</p> <p>説明書15ページから16ページになります。</p> <p>質疑、ありませんか。</p>	

	(議員席)	***「なし」の声***
質疑	西舘議長	なしと認め、歳入……。 3番、馬場正治議員。
	3案 (馬場正治君)	現在おいらせ町では、大学の医学部を出て、医師の資格をとった後、おいらせ病院に勤務した場合に奨学金の返還を免除するという条例があると思うんですけども、大学を卒業後、何年以内という規定があるのかどうか。何年以内という規定があれば、その規定の年限を教えてくださいと思います。
質疑	西舘議長	3番議員、これ担当が違います。これ学務課で、病院が一番最後になりますので、そちらで質問して。
	3番 (馬場正治君)	今、奨学金でしょう。
質疑	西舘議長	だから病院のとは違います。
	3番 (馬場正治君)	奨学金の返還、要は私この歳入のところの奨学金の、いわゆる返してくれた金額のところで質問したつもりなんですけど。 病院の会計とは違いますよね。
質疑	西舘議長	とは違います。
	3番 (馬場正治君)	奨学金のことで。
質疑	西舘議長	では、病院事業で質問してもらえば。
	3番 (馬場正治君)	そうなりますか。
質疑	西舘議長	よろしいですか。
	3番 (馬場正治君)	奨学金の制度について、今確認の質問だったんですけどね。奨学金を返還して、入金されたものも、病院会計の中に入るんですか。違うでしょう。入るんですか。分かりました。じゃあ、病院で。

当局の説明	西館議長	ほかにありますか。質疑ありますか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	西館議長	なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論、ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	西館議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第16号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西館議長	日程第18、議案第17号、令和4年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (栞嶋泰幸君)	それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。 議案書の54ページから58ページ、別冊の補正予算に関する説明書の17ページから27ページをご覧ください。 本案は、既定予算の総額から3,619万5,000円を減額し、予算の総額を10億2,621万7,000円とするものであります。 その主な内容につきましては……。大変失礼いたしました。冒頭で私、「議案第14号」としゃべってしまいました。大変申し訳ありません。「17号」に訂正いたします。申し訳ございませんでした。 それでは最初から、議案第17号についてご説明申し上げます。 議案書の54ページから58ページ、別冊の補正予算に関する説明書の17ページから27ページをご覧ください。

		<p>本案は、既定予算の総額から、3,619万5,000円を減額し、予算の総額を10億2,621万7,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、執行見込み額の精査により、道路マンホールの補修工事費、宅地公共ますの整備工事費及びマンホールポンプの更新工事費並びに馬淵川流域下水道事業費負担金、消費税を減額し、歳入では、町債及び一般会計繰入金を減額するものであります。</p> <p>このほか、第2表継続費補正につきましては、事業費精査により1件の金額を変更し、第3表地方債補正につきましては、事業費の変更により、3件の限度額を変更するものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>本案は、議案書と事項別明細書により一括で質疑を行います。</p> <p>議案書は57ページから58ページ、第2表継続費補正、第3表地方債補正となります。説明書は19ページから27ページ、給与費明細書、継続費に関する調書、地方債に関する調書も含めます。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論は、ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第17号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	西館議長	
	(議員席)	
	西館議長	
	(議員席)	
	西館議長	
	(議員席)	
	西館議長	

当局の説明	西館議長	<p>日程第19、議案第18号、令和4年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (柴嶋泰幸君)	<p>それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書59ページから63ページ、別冊の補正予算に関する説明書の29ページから37ページをご覧ください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から1,310万7,000円を減額し、予算の総額を2億8,324万8,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、執行見込み額の精査により、農業集落排水処理施設維持管理業務委託料及びマンホールポンプ保守管理委託料並びに農業集落排水処理施設機能強化対策工事費を減額し、歳入では、町債及び一般会計繰入金を減額するものであります。</p> <p>このほか、第2表繰越明許費につきましては、1件の繰越明許費を設定し、第3表地方債補正につきましては、事業費の変更により、1件の限度額を変更するものであります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>本案は、議案書と事項別明細書により一括で質疑を行います。</p> <p>議案書は62ページから63ページ、第2表繰越明許費、第3表地方債補正となります。説明書は31ページから37ページ、給与費明細書、地方債に関する調書も含めます。</p> <p>質疑、ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	西館議長	<p>なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論、ありませんか。</p>
(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>	
西館議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p>	

当局の説明	(議員席) 西舘議長	これから議案第18号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 **「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西舘議長	日程第20、議案第19号、令和4年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。 議案書の64ページから67ページ、別冊の補正予算に関する説明書の39ページから54ページになります。 本案は、既定予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億366万1,000円を減額し、予算の総額を23億7,898万2,000円とするものです。 その主な内容であります。歳出では、執行見込み額の精査により、2款保険給付費及び3款地域支援事業費を減額、歳入歳出財源調整により、介護保険給付費準備基金積立金を増額、一方歳入では、交付決定見込み額及び歳出の減額に応じて、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、7款一般会計繰入金を減額するものであります。 以上で、説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。 本案は、事項別明細書により一括で質疑を行います。 説明書41ページから54ページ、給与費明細書も含めます。 質疑、ありませんか。
	(議員席) 西舘議長	**「なし」の声** なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論、ありませんか。

当局の説明	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第19号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。</p>
	西館議長	<p>日程第21、議案第20号、令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。</p>
	町民課長 (松山公士君)	<p>それでは、議案第20号、令和4年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。 議案書の68ページから70ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書の55ページから59ページになります。 本案は、既定予算の総額に29万9,000円を追加し、予算の総額を2億5,767万7,000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額する一方、歳入では、後期高齢者医療保険料を増額するものであります。 以上で、説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。 これより、歳入・歳出全般の質疑に入ります。 本案は、事項別明細書により一括で質疑を行います。 説明書57ページから59ページになります。 質疑、ありませんか。</p>
(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、歳入・歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案に対する質疑を終わります。</p>	

当局の説明	(議員席) 西舘議長	これから討論を行います。討論、ありませんか。 **「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第20号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西舘議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西舘議長	日程第22、議案第21号、令和4年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
	病院事務長 (田中貴重君)	それでは、議案第21号についてご説明申し上げます。 議案書の71ページから72ページになります。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額を1,998万8,000円減額し、予算の総額を9億8,911万7,000円とするものです。資本的収入は100万円を減額し、収入予算を1億5,903万1,000円とするものであります。 それでは、別冊の事項別明細書をご覧ください。61ページから68ページになります。 その主な内容につきましては、63ページの収益的支出では、1款1項1目給与費全般643万2,000円を減額し、64ページの2目材料費1,300万円と、3目経費では、光熱費や燃料費の高騰などにより、経費756万7,000円を増額し、4目減価償却費889万7,000円を減額するものであります。 ページが戻まして、61ページになります。 1款1項医業収益では、主に入院患者数の減による入院収益の減額など2,642万7,000円を減額、1款2項医業外収益では、他会計補助金、医師の研究研修に要する経費など136万2,000円の減額と、4目他会計負担金では、不採算地区病院に係る経費など859万6,000円を減額です。

		<p>62ページの7目補助金では、国庫補助金として、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制支援補助金、県補助金では、新型コロナウイルスワクチン促進事業補助金など1,562万6,000円の増額により、医業外収益合計643万9,000円を増額するものであります。</p> <p>65ページの資本的収入では、企業債100万円を減額するものであります。なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>西館議長</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>本案は、議案書と説明書により一括で質疑を行います。</p> <p>議案書は71ページから72ページ、説明書は61ページから68ページ、給与費明細書も含めます。</p> <p>質疑、ありませんか。</p> <p>3番、馬場正治議員。</p>
質疑	3番 (馬場正治君)	<p>先ほど、奨学金の特別会計のところ、間違えて質問したようですけども、この病院事業会計のどこに、医師免許をとった後に、おいらせ病院に勤務した場合の奨学金の返還の金額が、どこに反映されているのか教えていただきたいのと、医師免許をとった後、インターン終わって、何年以内に返還することになっているのか教えていただきたいと思います。</p>
答弁	病院事務長 (田中貴重君)	<p>前半のところは全然聞こえなかったもので、申し訳ございません。お願いします。</p>
質疑	3番 (馬場正治君)	<p>この病院事業会計のどの項目に、将来おいらせ病院に勤める奨学生の奨学金支給と、それから返還の金額がどの項目に計上されるのか分かりませんので、教えてほしいということと、医師免許をとってから、何年以内においらせ病院に勤務すれば、返還を免除されるのか教えてください。</p>
	西館議長	病院事務長。

<p>答弁</p>	<p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>まず今般の補正予算の中では、修学資金に関する予算の項目はございませんが、当初予算の中で、修学資金の予定額を人数分入れております。また、その返還金の引当金として、2分の1を引当金として支出を予算化しておりますので、新年度予算には項目がありません。</p> <p>ただし、来年度の予算には予定する者が、医師が、申し込み者がいませんので、予算額は1,000円という形で記載になっております。</p> <p>それと、これまで修学資金の内容ですけれども、卒業してから10年までのうちに病院に勤務をすると免除という形になります。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>大学を卒業してから10年ですか。それとも、インターン終わって、医師免許を取得してから10年ですか。その辺をもう1回確認したいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>大変申し訳ございません。医師免許を取得して10年になります。以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>そして、医師免許をとって10年以内においらせ病院に勤務できない場合、例えばもっと高度な医療技術を習得するために、海外の大学とかいろいろ研修を積んで、いろんな科目の、いわゆるいろんな科があるわけですね。心臓内科とか肝臓内科とか外科とか、そういったいろんな各種の免許を取得してから、おいらせ病院に勤務したいと願う学生もいると思うんですけども、その場合は返還した奨学金はもう返還しっぱなしで、本人に返すことはないというのが今の規則ですね。それを確認して終わりたいと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>今の質問に対して明確な回答になるかどうか分かりませんが、あくまでも医師免許を取得して10年以内に当病院に入職すると免除になるということです。</p> <p>それと、仮に入職後、一旦入職して研修という形になると、それはその病院の中の相談という形になると思いますので、現在規則の中では、あくまでも医師免許取得10年以内に入職という形が条件であるということを申させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>質問する箇所というか、結びつけようとするれば、今3番議員が話ししたところと同じ箇所になるのかもしれませんが、直接これに関連しない。実はこういうことなんです。</p> <p>十何日か前に、私の仕事場にご婦人方3名いらっしゃいました。そして、うちの孫が病院に来年だか再来年勤務することになっているって、たしか科の名称もしゃべったんだけど忘れたし、この文書を見てくれということで、私は最後まで見てはまだいませぬけれど、置いていったと。</p> <p>そうすると、病院とその孫さんなり、その家族は病院と既にもう契約しているんだな、来るのをと。そうすれば、私はこの話をちゃんと聞くべきだろうか、議員として聞くべきだろうか。もし、でもそういうことは全然聞いたこともないし、俺そんなの知らないという態度でいいのか。ほかの議員のところも、みんな回って歩くという話だったけれど、ちょっと腑に落ちなくて。じゃあ、病院は今インターン終わって、医師免許を獲得したと。どこで、うちの病院で働きますね。そのかわり奨学金は要りませぬよというのを、確認する時期をいつにしているのかなと。私は少なくとも、まだインターンだとか学生のと、そんなに早くやっていないで、ある程度卒業と、卒業してからのインターンか。ともかくある区切りがついてからのそういう契約的な話になるだろうと思っていただけたけれど、結構早くそう</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>いうのを契約してしまうのかなど。</p> <p>こういう細かいことは要らない。ともかく今現在、そういうインターンだとか何とかして、確実にその人がおいらせ病院で働くという契約の範疇に入っている学生はいますかということを知りたいです。それによって、その人の話をちゃんとまじめに捉えて、議員として聞かなければならないのか、うっちゃっておいていいのかという判断の材料にしたいと思いますのでお願いします。</p>
	<p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>今の件について、私が知る限りのことを答弁させていただきます。</p> <p>実はその方から、たしか2月5日に私宛てに、次の病院への提案という形でメールをいただきました。あくまでも病院に対する、当然ニュース報道等で、病院の移転建設ということも報道されておりますので、そういうことで、私にメールをよこしたと思うんですが、連絡をよこしたと思うんですけども、詳細な自分の目標を掲げた内容をこちらにぶつけてきました。</p> <p>あくまでも、参考にはしますけども、当然決まったものでもありませんし、今後の病院の規模とか機能というのはこれから決まるものでありますので、それはあくまでも要望というか、希望という形で受け取っております。</p> <p>ただ、この地域、医師不足でありますので、来たいという方を止めるということとはしないで、あくまでも、頑張ってくださいという意味合いで、私からは返事をさせていただきました。</p> <p>実はそのメール、私宛てに来たメールがひとり歩きして、私の名前がついたまま文書が出歩いたみたいで、私はそれを承知しておりませんし、先般の全協で、ある議員の方からこれという形で、もう決まっているのかという話があったので、「それは何ですか」ということで、全く私宛てに来たメールだけだと思っていたんですが、実は外部にそれが出ているということで、私も驚いた次第であります。</p> <p>よって、あくまでも決まったということではなくて、修学資金というのは生徒、学生に来てもらおうという押さえておく。希望を与えて、うちの病院へということでもあるんですけども、あくまでも決まったものでもございませんし、これからの話でありますので、今、西館芳信議員がおっしゃった、こんな早く決まっているわけで</p>

		<p>はございません。当然、今後病院の規模・機能、あとはある一定の時期になって契約をして、翌年度に例えば入職するということはあるでしょうけども、今の段階で決まっているとか、決めるとかということは全くございません。</p> <p>なので、あくまでも私の中では、希望と要望ということで受け捉えておりましたけども、結果そういう外部に、私宛てのメールが出ているということを知ったときに、私もちょっと衝撃だったということは、まず申し上げておきます。</p> <p>ただし、医師の確保には、それだけに限らず、平素から奔走しておりますので、新しい医師、追加の医師、あとは町が、地域が求める診療科を、そういう医師をこれからも探していきたいなどは考えております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>2つ確認させてください。</p> <p>1つは、あの文書は、その孫だか何とかそういう人は関係なく、あくまでも文書は病院のあり方という要望の文書だったということではないんですね。</p> <p>そしてなおかつ、もう1つの確認事項は、今この段階で、この時点で、その人の孫だろうが誰だろうが、病院に医師として働くという雇用関係、ヘッドでもないだろうけれど、そういうヘッドハンター的な雇用関係に結びつくような文書の契約は何もないということではないんですね。</p> <p>その2つお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>そのとおりでございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>7番</p>	<p>7番、日野口和子議員。</p> <p>私もこのコーナーで言うか、言うまいか考えていたんですけど、</p>

	<p>(日野口和子君)</p>	<p>今13番の議員がおっしゃったので追加しますけども、事務長にも見せましたよね、文書ね。私のところにも、文書持ってきた方がいるんです、2人。そして、うちの孫だと、これを見てくれという。眼鏡をかけていないから、眼鏡が見えないからと言ったら、あんたばかでないか。誹謗、めちゃくちゃな個人攻撃をされました。後で眼鏡をかけて読んだら、泌尿器科ですかね。機械とか、自分が働くためにはこういうものが必要なんだという文書の内容にもなっていましたから、だからこれは事務局長にも見せたし、けどもこういう方を病院側では採用するのか。私は正直言って、不安を持っている。不信を持っている。そう感じております。どうでしょうか。お考えをお聞かせください。</p> <p>結果的に、「私、警察呼ぶから」と言って、そうしたら帰っていきましたけどね。この間もここにいました、今日も来ていましたけども。怖いです。</p>
	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p> <p>西館議長</p>	<p>無理しなくていいですよ。意見だから、意見だから質問ではないと思うけど。</p> <p>回答が必要ですか。</p> <p>病院事務長。 分かる範囲で。</p>
答弁	<p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>提案として、今後の参考にはなると考えておりますので、その方の採用とか云々というのは、まだこれからのことで、ご本人様と私もそんなに面識があるわけではございませんし、一度しか会っていないので、どういう方か分かりませんが、病院の採用する場合に当たっては、これからということでございますので、今の段階では採用するとかしないとかということは申し上げられません。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p>

日程終了の告知	(議員席) 西館議長	これから討論を行います。討論、ありませんか。 **「なし」の声** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第21号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(議員席) 西館議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	西館議長	以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 これで、本日の会議を閉じます。
	西館議長	明日8日水曜日は、午前10時から予算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いいたします。
散会宣告	西館議長	本日は、これで散会いたします。 ご苦労さまでした。
	事務局長 (赤坂千敏君)	(散会時刻 午後 3時16分) 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 5 年 6 月 5 日

議 長 西 舘 秀 雄

副 議 長 檜 山 忠

署名議員 馬 場 正 治

署名議員 澤 上 訓